

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

給与規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会給与規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下、「本会」という）の就業規則第31条に基づき、職員の給与、手当等に関する事項を定める。
- 2 非常勤職員及び介護職員は別途定める。
- 3 この規程は、宮古島市職員の給与に関する条例、規則に準じ定めるものとし、宮古島市職員の給与に関する条例、規則に改訂のあった場合直ちにこの規程も改訂しなければならない。
- 4 介護職員の内、正規職員についてはこの規程による。

(給与の支払)

- 第2条 この規程に基づく給与は、他の法令に規定する場合を除くほか、現金により支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合、本会が指定する金融機関の本人名義口座へ振込みによる方法により支払うことができる。
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

- 第3条 給料は、正規の勤務時間(本会就業規則で規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当を含まないものとする。

第2章 給与

(給料表)

- 第4条 この規程に定める給料表は、別表のとおりとする。

(初任給)

- 第5条 新たに職員になった者の号級は、別に定める。

(級別標準職務)

- 第6条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な内容は、級別標準職務表別表2に定めるとおりとする。

(給与からの控除)

- 第7条 職員に支給する給与から、次のものを控除する。
- (1) 所得税及び住民税
 - (2) 社会保険料など法令などで定められた保険料
 - (3) 沖縄県社会福祉事業共済会費及び共済会償還金
 - (4) その他必要と認められた諸控除金

(給料の支給)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし当月21日（その日が金融機関の休日となる場合は、直近の前営業日）に支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に移動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により給料を支給する場合は日割りによって計算する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づいて別表3のとおり支給する。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1） 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3） 満60歳以上の父母及び祖父母

（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当を受給しようとするものは扶養親族届(様式第1-1号)にて届出なければならない。

6 扶養親族届(様式第1-1号)にて届出のある者については、扶養親族簿(様式第1-2号)により会長の確認を受ける。

7 扶養手当の支給は、扶養親族届(様式第1-1号)にて会長の認定後の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、別表4のとおりとする。

2 通勤手当を受給しようとするものは通勤届(様式第2-1号)にて届出なければならない。

3 通勤届(様式第2-1号)にて届出のある者については、通勤手当認定簿(様式第2-2号)により会長の認定を受ける。

4 通勤手当の支給は、通勤手当認定簿(様式第2-2号)にて認定の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられた者に対し、勤務時間を超えて勤務した全時間に別表5のとおり支給する。

(時間外勤務手当に関する規定の適用除外)

第14条 第13条の規定は、第10条に規定する管理職手当の支給を受けている職員には適用しない。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員。

(2) 当該住宅が当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

3 住居手当を受給しようとするものは住居届(様式第3-1号)にて届出なければならない。

4 住居届(様式第3-1号)にて届出のある者については、住居手当認定簿(様式第3-2号)により会長の認定を受ける。

5 住居手当の支給は、住居手当認定簿(様式第3-2号)にて認定の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(端数計算)

第16条 第13条に規定する勤務1時間あたりの給与支給額により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第17条 第13条に規定する勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

第3章 その他の給与

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日(その日が金融機関の休日となる場合は、直

近の前営業日)に支給する。

2 期末手当の額は別表 6 のとおりとする。

3 社会経済情勢、経営状況によって理事会の承認を得て、減額又は支給しない場合もある。

(特殊勤務手当)

第 19 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮が必要と認められる職員に対し、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 雑則

(給料表の改訂)

第 20 条 社会一般情勢の変化、その他の事由により給料の調整が必要であると認めた時は、給料表の改訂を行うものとする。

(定めない事項の処理)

第 21 条 給与について、この規程に定めない事項については、宮古島市条例、労働基準法及び関係法令、通達等の示すところによる。その場合は、会長の判断するところによる。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程を改廃するときは理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。(会長、副会長手当の改正)

附則

第 8 条の管理職手当については、平成 19 年 4 月 1 日より平成 20 年 3 月 31 日までの間支給しないものとする。

附則

第 8 条の管理職手当については、平成 20 年 4 月 1 日より平成 21 年 3 月 31 日までの間支給しないものとする。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。但し、第 10 条の管理職手当については、平成 2

1年4月1日より平成22年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第1条の改正、附則の挿入、別表2, 3, 4, 6の改正、時給計算式の改正、様式第1-1号、第2-2号、第3-1号、の改正、給与表の改正

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第5条の改正、別表6の改正、給与表の改正

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月9日から施行する。

上記の施行日に在職している職員に対し1回限り新型コロナウイルス感染症対策慰労金として100,000円を支給する。

但し、沖縄県が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び宮古島市が実施する「宮古島市介護サービス事業所・施設等職員支援金支給事業」対象の職員は除く。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表6の変更

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、別表6は令和4年12月1日から適用する。

別表給与表、別表2、別表6の変更

附則

この規程は、令和5年6月2日から施行する。

別表6の変更

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、別表6は令和5年12月1日から適用する。

別表給与表、別表6の変更

附則

この規程は、令和6年5月31日から施行する。

別表6の変更

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、別表6は令和6年6月1日から適用する。

別表5、別表6、別表給与表の変更

扶 養 親 族 届

宮古島市社会福祉協議会会長 殿

宮古島市社会福祉協議会給与規程第11条の規定に基づき届出します。 年 月 日受理

主たる届出理由(証明書 書添付) ☐ 1 扶養親族の発生又は増加 ☐ 2 扶養親族の減少又は消滅 ☐ 3 扶養親族でない配偶者の消滅 (年 月 日消滅) ☐ 4 扶養親族でない配偶者の発生 (年 月 日発生)						提出年月日							
						職 名							
						氏 名		印					
今回届出にかかる扶養親族								現在手当支給の対象となっている親族					
氏名	続柄	年齢	生年月日	同居 の別 別居	年収額 (職業)	異動 年月日	異動 理由	氏名	続柄	年齢	生年月日	支給額	
注1 「主たる届出理由」欄には、主な届出事由によって該当の□欄にレを付する。 なお、扶養親族たる配偶者の発生、消滅の場合は1欄又は2欄に、扶養親族たる18歳未満の子があり、かつ、扶養親族でない配偶者の消滅発生の場合は、3欄又は4欄にレを付すること。 2 「年収額欄」には、勤労所得、事業所得等の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 3 「異動理由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離婚、就職、18歳等その具体的理由を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの(戸籍謄(抄)本、扶養証明書等)とし、任命権者は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 * 欄は、認定者において記入する。						* 扶養手当額 年 月 日 開始、改定、終了 異動記入欄(第1子の額は 年 月 日から増額、減額)							
						扶養親族	配偶者	18歳未満 第1子	60歳以上 その他	18歳未満 弟妹	重度身 障者等	計	
						人員							
						金額							
						上記のとおり 認定する。		会 長	副 会 長	局 長	課 長	係	

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

扶養親族簿

					職 員 氏 名		
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	異動年月日	支給の始期・終期	備 考	任 命 権 者 の 確 認 欄	
						確 認 年 月 日	認定権者の職名氏名印
配偶者 ☐ 有 ☐ 無 その事由の生じた年月日 年 月 日							

(注) 1 異動年月日欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる用件を具備するに至った日又は扶養親族たる用件を欠くに至った日を記入する。

2 支給の始期、終期欄には、その扶養親族についての手当の支給を始める月又は終わる月を記入する。

3 備考欄には扶養親族が別居している場合、職業を有する場合、重度身障者である場合等にその旨を記入する。

4 配偶者欄には、次に掲げる場合に記入し、(ウ)の場合にはその事実の生じた年月日を併せて記入する

(ア) 新たに職員となった者に配偶者以外の扶養親族があり、かつ、配偶者がいない場合

(イ) 職員が配偶者以外の扶養親族を有するに至った時に配偶者のない場合

通 勤 届

年 月 日

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会会長 殿							
職 名				氏 名			
住 所							
規 程 第 1 2 条 の 規 定 に 基 づ き 通 勤 の 実 情 を 届 け 出 ます							お も な 届 出 事 由
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間 (概算)	乗車券等 の 種 類	乗車券 の 額	イ 新規 (異動を含む) ロ 住宅の変更
1		住宅から(経由)ま で				円	ハ 通勤経路の変更
2		から()まで				円	ニ 通勤方法の変更
他に利用できる交通機関等の名称 および利用区間等		総 通 勤 距 離 (概 算)		km			ホ 運賃等の負担額の変更
		総 所 要 時 間 (概 算)		時間			分
		平 均 1 ヶ 月 間 の 運 賃 負 担 額		円			上記事由の発生年月日 年 月 日
通勤経路の略図(経路朱線)				記入上の注意			
				1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し・例外的な方法等は記入しない 2 「おもな届出理由」欄には、この届を行なうおもな原因の1のみに○を付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、バス○○線等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、3月定期、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する			

通 勤 手 当 認 定 簿

職 名				事 実 発 生 年 月 日					
氏 名				提 出 年 月 日					
住 居				受 理 年 月 日					
順 路	算出の基礎となる交通機関等		定 期 券 回 数 券 其 他 の 別	1ヵ月の運 賃等の額の 算出基礎	1ヵ月の運 賃等の額	運賃改正による1ヵ月の運賃等の額			
	交通機関等の名 称	利 用 区 間				年 月 日 改正	年 月 日 改正	年 月 日 改正	
1		字 ～ 字			円 .	円 .	円 .	円 .	
2					円 .	円 .	円 .	円 .	
3					円 .	円 .	円 .	円 .	
4					円 .	円 .	円 .	円 .	
計					円 .	円 .	円 .	円 .	
1ヵ月の運賃等の額の総額					円	円	円	円	
規 程 第 2 2 条 該 当 ・ 非 該 当				支 給 の 始 期 等		通 勤 手 当 の 月 額		備 考	
決 定 事 項	☐ 該当 ☐ 非該当			年 月 [から まで] 支給		円			
				年 月 [から まで] 支給		円			
				年 月 [から まで] 支給		円			
				年 月 [から まで] 支給		円			
				年 月 [から まで] 支給		円			
				年 月 [から まで] 支給		円			
非常勤就業規則第22条の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 年 月 日				取 扱 者 認 印	会 長	副 会 長	局 長	課 長	係
職 名		氏 名							

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

記入上の注意 1 「主な届出の理由」欄には、住宅届の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
用紙のサイズはISO 216 (国際規格)、JIS P0138 (日本工業規格) によるA4サイズとする。

住 居 手 当 認 定 簿

職 名		氏 名					
届 出 の 事 由		提 出 年 月 日	受 理 年 月 日	決 定 家 賃 額	支 給 の 始 期 等	住 居 手 当 の 月 額	規程第15条に従い左記 のとおり認定(改定)す る。
発 生 年 月 日 (改 定 年 月 日)	内 容						
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から・まで 月 日	円	年 月 日 職名 氏名 印
備考							

別表 2 (第 6 条関係)

級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 福祉活動専門員
	2 地域福祉係
	3 企画総務係
	4 日常生活自立支援専門員
	5 法人後見専門員
	6 介護職員
2 級	1 福祉活動専門員
	2 地域福祉係
	3 企画総務係
	4 日常生活自立支援専門員
	5 法人後見専門員
	6 介護職員
3 級	1 係長
	2 福祉活動専門員
	3 地域福祉係
	4 企画総務係
	5 日常生活自立支援専門員
	6 法人後見専門員
	7 介護職員
4 級	1 事務局長
	2 課長
	3 係長
5 級	1 事務局長
	2 課長
6 級	1 事務局長
	2 課長
7 級	相当困難な業務を所掌する事務局長

別表 3 (第 10 条関係)

管理職手当

事務局長	(給料) $\times 6 \div 100$
課長	(給料) $\times 4 \div 100$

時給計算式	
給 料	改 正 後
	(給料) $\times 12 \div (38.75 \times 52)$ (1円未満は切り捨)

別表4（第12条関係）

通勤手当表

距離区分（片道）（自宅より勤務地までの距離）	額
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,300 円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,500 円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,600 円
15キロメートル以上20キロメートル未満	11,800 円
20キロメートル以上25キロメートル未満	15,000 円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,900 円
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,900 円
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,700 円
40キロメートル以上	26,200 円
船舶等を利用する区間	定期券代

別表5（第13条関係）

時間外勤務手当表

種 別	内 容	計 算 式
時間外勤務手当	労働時間が原則1日8時間又は週40時間を超えて労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
休日勤務手当	休日（週1回の法定休日）に労働した場合	(時給) × 1.35 × 労働時間
深夜勤務手当 (法定休日以外)	深夜（午後10時から午前5時まで）に労働した場合	(時給) × 1.5 × 労働時間 (1.25+0.25)
深夜勤務手当 (法定休日)	深夜（午後10時から午前5時まで）に労働した場合	(時給) × 1.6 × 労働時間 (1.35+0.25)

別表6(第18条関係)

職 員 種 類		6月	12月
本会就業規則第3条第2項の職員		(基本給+扶養手当+基本給×加算率) × 2.30	(基本給+扶養手当+基本給×加算率) × 2.30
加算率	職務の級が3級17号給以上の職	100分の5	
	係長	100分の6	
	課長	100分の10	
	事務局長	100分の15	

別表

給与表

職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300

別表

給与表

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		

別表

給与表

90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					